

第15回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年8月13日（金）午前9時30分から午前9時45分

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員（21人）

農業委員

1番 田村 尚利
2番 河村 晴夫
4番 小林 勉
5番 鬼武 敬子
6番 西岡 正信
7番 宮内 昭壽
8番 藤本 準一
9番 吉岡 弘
10番 山本 忠男
11番 弘田 靖
12番 田村 耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1番 國弘 久男
2番 濱田 俊文
3番 末岡 博
4番 小山 秋芳
5番 重田 正憲
6番 城 俊治
7番 小田 博
8番 秋山 孝
9番 森本 鉄之
10番 西村 隆裕

4 欠席委員

農業委員

（1人）

3番 出穂 真奈美

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 弘 光宣

農地係長 森重 康男

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第15回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員10名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、7番 宮内 照壽 委員、8番 藤本 準一 委員、をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは議事に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局

総会議案の1ページをご覧ください。

それでは、議案第1号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は2件でございます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、番号1から、ご説明いたします。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は大阪市に本店のある法人で、譲渡人は市内で農業を営む個人です。

申請のあった土地は、大字小周防地内、市役所周防出張所から東に約1.1kmに位置する2筆で、登記地目は田、面積は1,139㎡の自作地です。

譲受人は、太陽光発電による売電事業の拡大を計画し、高齢となり当該農地の維持管理が困難となり、処分先を探していた譲渡人よりここを取得し、パネル面積423.93㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電施設を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。

まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないことから第2種農地と判断いたします。第2種農地は他に代替となる用地がない場合許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので該当いたしません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、重田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

重田委員、補足説明をお願いします。

推進5番

今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。

事務局

それでは次に番号2について、ご説明いたします。

本件も所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は市内の建設業を営む法人で、譲渡人は市内に居住する無職の個人です。

申請のあった土地は、大字三輪地内、市役所大和支所から南西に約1.4kmに位置する1筆で、登記地目は畑、面積は184㎡の自作地です。

譲受人は、現在、市内浅江7丁目に所有している資材置き場が手狭になったため、これを処分し、当該農地の維持管理に苦慮し処分先を探していた譲渡人より、隣接する非農地と合わせて取得し新たな資材置き場として利用しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。

まず、立地基準です。

当該用地は、都市計画法に基づく用途区域が設定されていることから第3種農地となります。第3種農地は原則許可されるとなっております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、資材置き場ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、

農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業区域内に農地以外の土地含みますが、併せて売買契約されており、問題ないものと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が資材置き場であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、城委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 城委員、補足説明をお願いします。

推進 6 番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第 1 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は原案のとおり決定いたしました。

た。

続きまして、報告事項の説明をお願いします。

事務局

報告事項第1号及び第2号は一括して説明申し上げます。

報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続きまして、報告第2号「非農地証明について」です。

届出の件数は、2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

説明は以上でございます。

議長

只今の報告第1号及び第2号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第15回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和3年8月13日開催の第15回光市農業委員会総会の議事録である。

令和3年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____